

施設のご利用に関する決まり

東京都立稔ヶ丘高等学校
都立学校開放事業運営委員長

- 1 学校の体育施設をご利用できるのは、許可をお受けになって本校に登録されている団体だけです。
許可をお受けになって登録されている団体以外の方は、学校内への立ち入りできません。
また、あらかじめ許可を受けた場合でも、インフルエンザ等による休校期間中等はご利用できません。
- 2 団体責任者は当該団体の利用に際し次に掲げる事項を管理、監督してください。
 - (1) 施設の利用全般に関すること。
 - (2) 施設設備、用具等に関すること。
 - (3) 利用者の安全に関すること。
 - (4) 利用者の規律保持に関すること。
- 3 ご利用時間は、準備から片付けまでの時間を含みます。指定された時間内に正門右側通用門より出入りしてください。(正門は施錠され開きません。)
- 4 雨天時のご利用はご遠慮ください。
- 5 更衣室は用意されておりませんので、着替え等は済ませてご利用ください。
- 6 テニスコート内では、テニス用シューズ(砂入り人工芝用)をご使用ください。
- 7 自動車、オートバイでのご来校はご遠慮ください。
- 8 自転車は、自転車置き場をご利用ください。
- 9 ご利用を許可された施設以外への立ち入りはご遠慮ください。
- 10 近隣の方に騒音、ゴミ等の迷惑をかけないように十分ご注意ください。
- 11 本校施設のご利用中に学校の施設・設備や近隣の住宅に損害を与えたときは、適切な対応を行い、翌日(休日の場合は翌日)午前9時以降直ちに学校まで電話で報告してください。(原状回復の費用は使用団体にご負担いただきます)
- 12 活動中の事故について、学校は一切責任を負いません。団体の責任において処置してください。
- 13 ご利用の終了後は必ず清掃等をしてください。ゴミ、空き缶、ペットボトル等はすべてお持ち帰りください。
- 14 ご利用の終了時に、『管理指導日誌』をご記入の上、指定の場所にご提出ください。
- 15 学校内(敷地内)は全面禁煙です。
- 16 上記のほか、ご利用者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合にも、使用許可の取消、今後のご利用の禁止等を行うことがありますのでご了承ください。
 - (1) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 管理上支障があると認めるとき。
 - (3) その他、学校長が利用を不相当と認めるとき。